

静岡県告示第85号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた令和4年度地籍調査事業計画の一部を令和5年2月13日、次のとおり変更したので、同条5項の規定に基づき告示する。

令和5年2月17日

静岡県知事 川 勝 平 太

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
静岡市	清水港周辺、蒲原、用宗、築地町、港町二丁目、千歳町、辻一丁目外の各一部	変更日から 令和5年3月31日まで
静岡県森林組合 連合会	静岡市葵区相俣、黒俣の各一部 浜松市春野町気田、春野町宮川、天竜区横山町、天竜区神沢、天竜区大栗安、天竜区熊、龍山町下平山、龍山町戸倉、水窪町奥領家、引佐町渋川の各一部 掛川市居尻、萩間、大和田、丹間、孕石の各一部 森町三倉の一部 富士宮市栗倉の一部	〃
計	1市1組合	